

令和4年6月  
新発田税務署

## 印紙税・間接諸税に関するご相談等について

当税務署では、これまで印紙税過誤納確認申請（印紙税の還付手続）や間接諸税に関するご相談等について、新潟税務署の担当職員が毎月20日に当税務署においてお受けしていましたが、令和4年7月11日（月）からは、当税務署の担当職員が間接諸税に関するご相談等についてお受けすることになります。

なお、税務署での面接相談は「事前予約制」としておりますので、事前に当税務署法人課税部門にお申し込みください。

ご不明な点は、下記「お問合せ先」にご連絡ください。

### 【相談日】

○令和4年6月まで毎月20日

※ 上記以外を希望される場合には、新潟税務署法人課税第五部門へご連絡ください。

○令和4年7月11日（月）からは当税務署へご相談ください。

（相談日が休日又は祝日に当たる場合は、次の開庁日）

### 【お問合せ先】

新発田税務署	法人課税部門	TEL 0254(22)3170
--------	--------	------------------

新潟税務署	法人課税第五部門	TEL 025(229)2169
-------	----------	------------------